

旧緊急時避難準備区域で教育施設を運営していた申立人について、原発事故により廃止を余儀なくされたとして、廃止に伴う施設や借地権等の財物損害、職員の解雇に伴う人件費（退職金を含む。）等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人学校法人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金6億5327万5052円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月20日

（仲介委員 古田啓昌）

## 別紙

損 害		期 間	金額 (円)
学校校舎施設の効用喪失	建物	平成23年3月11日	256,228,473
	建物付属設備		12,965,598
	構築物		1,652,904
	教育研究用機器備品		4,990,765
	その他の機器備品		481,463
	図書		1,534,850
	施設利用権		310,172
借地料支払の損害		平成23年4月1日～平成26年3月31日	34,916,040
借地権の効用喪失		平成23年3月11日	240,616,766
機械等の移設費用		平成23年3月11日～平成23年10月9日	3,328,500
制服等購買品の購入費用		平成23年3月11日～平成23年5月24日	6,260,321
人件費	一般教職員の人件費・退職金	平成23年3月11日～平成24年3月31日	51,245,113
	校長・教頭の人件費	平成23年3月11日～平成25年3月31日	25,934,772
本件和解仲介に関する弁護士費用			12,809,315
合 計			653,275,052